

2－6：災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）

加古川市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、必要な物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において、災害時に応急対策業務や避難所等で必要となる物資の速やかな配備を図るため、甲の要請に応じ、乙が保有する物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要がある場合は、要請書（様式第1号）をもって、乙に提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（別表1）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるとする。

（車両の通行）

第6条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議し

て定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、第5条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議して決定し、乙の請求により、甲は速やかに支払うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から必要に応じて情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、甲乙は、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

別表 1 （第 4 条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど